

議事要旨(3) 過年度遡及修正専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）及び五反田屋専門研究員より、過年度遡及修正専門委員会における検討状況について、「検討の整理」の文案を中心に説明が行われた。なお、本検討の整理等は、6月13日の公表議決を予定している旨の説明があった。

説明に対する委員等からの主な質問及び事務局からの回答は以下のとおりである。

(会計方針の変更による影響額の注記)

- 検討中の文案では、開示の対象となる各過去の期間について、影響を受ける財務諸表の各表示項目及び1株当たり情報並びに各影響額を注記することとしているが、各表示項目への影響について、米国基準の実務でもそこまで詳細に記載しておらず、段階利益や一株当たり利益への影響額程度の注記で良いのではないかと、また、注記全体について、過剰な開示ではないかという意見があった。さらに、開示されている財務諸表のうち、最も古い期間の期首の資産、負債及び純資産の額に反映された、開示期間より前の期間に関する会計方針の変更の累積的影響額を注記することとしているが、「開示期間より前の期間」に関する累積的影響額は不要であり、注記を簡素化してもいいのではないかとという意見や、間接法で作成しているキャッシュ・フロー計算書を遡及適用すれば、期首の資産・負債への影響額がわかる場合もあるため、今後検討する廃止事業のケースも含めて検討し、開示項目を限定してもいいのではないかとという意見もあった。

事務局からは、どこまで注記するかは、作成者の負担とのバランスを考慮しつつ、検討したいという説明があった。また、比率分析等で、開示されている過去の期間の期首にかかる情報が必要なケースが想定される旨や、IAS第1号では、遡及適用した場合に比較対象期間のうち最も古い期間の期首貸借対照表の開示が求められているが、日本では開示していないため、当該影響額を記載することが考えられるという説明があった。

- 遡及適用が開示されている過去の期間又は開示されている最も古い期間以前について実務上不可能となる場合には、その状況、会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期を注記することとしているが、開示期間よりも前の期間について、遡及適用が可能か否か自ら判断をするケースはなく、企業は開示期間よりも前の期間についても遡及できるようデータ等の確保に努めるといっただけと考えられるため、「実務上不可能な場合には」という表現が不明確ではないかという意見があった。事務局からは、会計基準では遡及期間を定めていないため、開示されていない期間についても遡及適用を求めており、影響額の算出が実務上不可能な場合には当該注記を記載することになるものの、重要性については勘案されるのではないかと説明があった。

(未適用の会計基準等に関する注記)

- 検討中の文案では、既に公表されているものの、未だ適用されていない新しい会計基準等がある場合には、新しい会計基準等の名称や適用予定日、新しい会計基準等の適用による影響等を注記することとしているが、影響額が算定できないケースもあり、当該注記は本当に必要なのかという意見があった。事務局からは、IAS第8号や米国のSECのルールで同様の定めもあり、影響額は合理的に見積ることができる場合に記載するものとしたうえで、当該規定を残す方向である旨の説明があった。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(その他)

- 四半期財務諸表における取扱いや、監査の要否、適用時期について質問があり、現状の実務を考慮すると、会計基準の公表や改正が多い中で、可及的速やかに適用する必要があるのか、また、開示項目のボリュームや重要性についても考慮して検討すべきという意見があった。事務局からは、四半期については固有の論点もあるものの、原則として遡及処理であること、監査については関連諸制度間で検討することとなるが監査対象となりうること、適用時期については、関連諸制度との関係整理が終了し、公開草案を公表する際に検討するという説明があった。

以 上